

京都市立芸術大学大学院学則の一部改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第140号

京都市立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学大学院学則の一部を次のように改正する。

目次中「委託生」の右に「， 研究生」を加え，「第34条」を「第35条」に，「第35条・第36条」を「第36条・第37条」に，「第37条」を「第38条」に，「第38条」を「第39条」に改める。

第38条の見出しを削り，同条を第39条とする。

第37条の見出しを削り，第8章中同条を第38条とする。

第7章中第36条を第37条とし，第35条を第36条とする。

第6章の章名中「委託生」の右に「， 研究生」を加える。

第34条中「前3条」を「第31条から前条まで」に改め，「委託生」の右に「， 研究生」を加え，第6章中同条を第35条とする。

第33条を第34条とし，第32条を第33条とし，第31条の次に次の

1 条を加える。

(研究生)

第 3 2 条 学長は、本大学院において、特定の事項について当該事項を専門とする教員の指導を受けて研究することを志願する者がいるときは、本大学院における教授及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

別表第 2 中「第 3 7 条関係」を「第 3 8 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(芸術大学総務課)